

災害ボランティア登録者募集!!



近年、自然災害が多く発生していることを踏まえ、万が一災害が発生した場合に迅速にボランティア活動を行うことができるよう「災害ボランティア登録事業」を実施します。

実施内容

災害発生時に、迅速な災害支援活動を可能にするために、災害ボランティア希望者の登録を行います。

また、平常時より研修や災害ボランティア活動など情報をメールで配信します。

(社協ホームページ)



登録の要件

- ①喜多方市内在住、在学、通勤する個人または団体
- ②満15歳以上(※満18歳未満の場合は保護者の承諾が必要であるため、申込書での登録になります。)
- ③全国社会福祉協議会ボランティア活動保険(天災・地震補償プラン)への加入。(※おおむね1ヶ月以内に、下記問い合わせ先で加入の手続きをお願いします。保険料はお一人500円です)

(個人用登録フォーム)



(団体用登録フォーム)



登録の手続き

登録申込書に必要事項を記入し、提出してください。

また、QRコード「登録フォーム」からも登録できます。

登録・問い合わせ

喜多方市社会福祉協議会（本所 総合福祉センター）		TEL 0241-23-3231	
熱塩加納支所	TEL 0241-36-3112	塩川支所	TEL 0241-27-3948
山都支所	TEL 0241-38-3100	高郷支所	TEL 0241-44-7111

災害ボランティア登録について

活動内容

災害発生時に、迅速な災害支援活動を可能にするために、災害ボランティアの登録を行い、災害発生時に救援活動の募集を行います。

また、平常時より研修やボランティア活動等の情報提供をメール配信します。

※登録後、「登録完了メール」を送信します。メールは迷惑フォルダに振り分けられる可能性がありますので確認をお願いします。

登録要件

- ・喜多方市内在住、在学、通勤する個人または団体
 - ・満15歳以上の者 ※満18歳未満の場合は保護者の承諾が必要です。
 - ・全国社会福祉協議会ボランティア活動保険（天災・地震補償プラン）への加入。
- ※おおむね1ヶ月以内に社会福祉協議会本・支所で加入の手続きをお願いします。

登録手続き

災害ボランティア登録申込書を、社会福祉協議会本・支所へ提出してください。

また、QRコード「申込フォーム」からも登録できます。

ただし、登録しようとする日において、満18歳未満の場合は、保護者の承諾が必要であるため、申込書での登録をお願いします。

保険の加入

災害ボランティア活動中の事故に備え、全国社会福祉協議会ボランティア保険（天災・地震補償プラン）に加入するものとし、その費用は登録者の自己負担となります。 ※保険料：一人500円

活動中に被った事故等による補償は、ボランティア保険によるものとします。

補償期間は、4月1日から3月31日までの1年間とし、途中加入の場合は加入手続完了翌日から3月31日までとなります。

登録の変更

登録内容に変更が生じた場合は、登録変更届を提出してください。

登録の抹消

登録の抹消を希望される場合は、登録辞退届を提出してください。

個人情報の取り扱い

本事業要綱第1条の目的を達成するために必要な範囲で使用し、適正に管理します。



社協HP



個人登録



団体登録